

2020年5月13日

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社  
代表取締役 金子 良平 殿

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



## 再検討要請書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

まずは、当法人からの2019年12月23日付け申入れに対して、ご回答をいただきありがとうございました。

貴社からのご回答を踏まえまして、当法人は、貴社の横浜銀行カードローン保証委託約款に関する貴社からの2020年1月24日付回答書につきまして、下記のとおり再検討の申し入れを致します。

敬具

### 記

#### 1 現6条2項（旧4条2項）について

- (1) 貴社は、2020年1月24日付回答書において、横浜銀行カードローン保証委託約款第6条2項（旧4条2項）（以下「本件条項2項」と言う）は消費者契約法10条には抵触しないと的前提認識のもと、実際の運用も謙抑的に行われており、本規定に基づいて事前求償権を行使することが稀であるとの理由を述べたうえで、本件条項2項について、一部改定をおこなった旨、回答しております。
- (2) しかしながら貴社が理由として述べている運用実態をもって、本件条項2項が消費者契約法10条に抵触している事実が治癒されることはなく、理由たり得ません。
- (3) また、2019年8月27日付にて改定された本件条項2項では、保証委託者

が残債務等に照らして十分な供託をし、または貴社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、貴社からの事前の求償権の行使に応じないことが出来る旨が規定されたことは民法461条2項の規定に即した内容であり評価できますが、他方で保証委託者が貴社からの事前求償権行使に応じて償還する場合に、原債務の免責を請求することができないままであり、民法461条1項に即した改定がなされておられません。

保証委託者が事前求償に応じた際に原債務の免責請求が認められている立法趣旨については2019年12月23日付け申入れに記載の通りであり、貴社が2020年1月24日付回答書にて述べている理由及び、2019年8月27日付にて改定を行った内容では、本件条項2項が信義則に反し、消費者の利益を一方的に害している規定である点につき、その改善の必要性がなんら変わるものではありません。

- (4) 以上より、本件条項2項は消費者契約法により無効であるため、その使用の停止とともに、訂正ないし横浜銀行カードローン保証委託約款からの削除につき、再度のご検討をいただきますよう申し入れを致します。

## 2 現6条1項（旧4条2項）について

横浜銀行カードローン保証委託約款第6条1項（旧4条1項）については、適切な内容への改定いただき、当法人のお申し入れの趣旨をご理解いただきありがとうございます。

以上